三鷹市環境マネジメントシステム

「みたか E-Smart」

マニュアル

（第４版）

令和５年３月

三鷹市生活環境部環境政策課

目次

１　はじめに

１-１　世界の動向と市の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」について

２-１　みたか E-Smart の基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２-２　三鷹市環境方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２-３　市が優先的に取り組む環境課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２-４　みたか E-Smart の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
２-５　環境リーダーの選任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
２-６　各課における取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２-７　環境監査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２-８　環境委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
２-９　市長による見直し・改善の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
２-１０　取り組み成果の公表・コミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・・12

◆名称について◆

三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」（みたかイースマート）

各職員が、持続可能な三鷹市及び社会を実現するために、「スマート（賢く）」に実行していくという意味を持ちます。

⑴ E-S：環境（Environment）、経済（Economy）及び社会（Society）の「統合的向上※」を大文字で表現します。
⑵ Smart：サステナブル（Sustainable）、管理(Management)、行動（Action）、実現（Realization）、考える（Think）の頭文字を組み合わせたものです。

※　「環境、経済、社会」の統合的向上
　環境側面、経済側面及び社会側面の三側面は相互に関係しており、１つの行動によって複数の側面に利益を生み出すことや、複数の課題を統合的に解決するという考え方のこと。

1　はじめに

1－1　世界の動向と市の取り組み

近年の極端な異常気象など、気候変動による影響は深刻化しており、私たちの暮らしにおいても、記録的な豪雨による災害や、猛暑による熱中症の被害といった健康面への影響など、現実のものとなって表れています。

世界では、平成 27 年に国連で持続可能な開発目標 SDGs※１やパリ協定※２が採択され、世界が一丸となって地球環境への取り組みを進めていくことを約束しています。

この世界的な潮流の中、自らの事業活動の中での環境に配慮した取り組みは、必要不可欠なものとなっており、市役所においても、地域で活動する一事業者として、気候変動対策に早急に取り組む必要があります。

三鷹市では、平成 18 年 12 月に ISO14001 認証を取得し、13 年間にわたり環境マネジメントシステム※３の運用を進め、職員の環境保全への意識の向上と環境負荷の低減に努めてきました。その後、令和元年 12 月からは、市独自の環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」へ移行し、職員が、世界共通の言語である SDGs の理念等を認識し、自らの事務事業の成果と環境への貢献の同時実現を目指す取り組みを推進してきました。令和４年 12 月には、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050 年ゼロカーボンシティ」を目指し、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を実行していくことを宣言しています。

※１　SDGs（Sustainable Development Goals）

2015 年９月の国連サミットで採択された、「17 の目標、169 のターゲット及び 232 の指標」で構成された、持続可能な世界を実現するための国際目標のことです。

※２　パリ協定

パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された、2020 年以降の気候変動対策に関する国際条約のこと。

将来の世界平均気温上昇の抑制や、温室効果ガスの排出量削減に向けて、全ての締約国が関わる国際的な枠組みです。

※３　環境マネジメントシステム（EMS）

組織が環境負荷を低減するとともに、環境貢献に資する活動等に自主的に取り組むための仕組みです。具体的には、組織のトップの方針にもとづき、環境目標・実施計画を立て（計画：PLAN）、運用し（実施：DO）、点検・評価し（点検：CHECK）、改善する（見直し：ACT）という、「PDCA サイクル」を繰り返して、システムを継続的に改善し成果の向上を図っていくものです。

2 三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」について

三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」（以下「みたか E-Smart」といいます。）は、世界共通の言語である SDGs の理念を認識し、自らの事務事業の成果と環境への貢献を同時に実現することを目的とした、三鷹市独自の環境マネジメントシステムです。

みたか E-Smart は、適用範囲内（三鷹市民センター等）の職員による環境活動の推進に係る仕組みですが、みたか E-Smart の取り組みによる市民サービス・成果は、適用範囲内に留まらず、三鷹市全体や、地球環境へ貢献します。

● みたか E-Smart の運用による成果

⑴ 環境配慮を意識した業務の実施による成果（環境負荷低減・環境貢献）の向上

⑵ SDGs の目標達成への貢献

● 将来的な目標

⑴ 「高環境・高福祉のまちづくり」の推進

⑵ 「循環・共生・協働のまち　みたか」の実現

⑶ 「持続可能なまちづくり」の推進

⇒ 成果の積み重ねにより、「SDGs の世界の共通目標達成への貢献」を目指します。

２－１　みたか E-Smart の基本事項

⑴ 適用範囲

ア　三鷹市民センター：三鷹市野崎一丁目１番１号
　　本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、三鷹市公会堂、さんさん館、
　　市民センター立体駐車場、三鷹市総合スポーツセンター弓道場 アーチェリー場、
　　市民センター駐輪場、し尿投入施設

イ　三鷹市教育センター：三鷹市下連雀九丁目１１番７号

ウ　三鷹中央防災公園・元気創造プラザ：三鷹市新川六丁目３７番１号

⑵ 適用する職員

適用範囲内で、市の事務事業に従事する市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）とします。

⑶ 協力組織

協力組織とは、適用範囲内で市との協定又は契約等により、市に協力して継続的に活動を行う指定管理者、団体及び事業者等を指します。

環境推進責任者は、システム運用への協力を要請し環境負荷低減等の協力を求めます。

ア　公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団（三鷹中央防災公園・元気創造プラザ及び三鷹市公会堂事務所）

●協力内容

項目	内容
①環境保全の配慮	環境推進責任者から提供を受けた三鷹市環境方針及びみたかE-Smart マニュアル等を職場内で回覧等により共有し、業務の範囲内において環境保全に配慮した活動を行います。
②環境関連法令等の順守	法令等を順守するとともに、順守状況を所管課に報告します。
③Smart エコチェック表	全職員が取り組みを行います。
④環境リーダーの設置	環境リーダーを選任し、積極的な環境活動等を推進します。
⑤環境監査等への協力	所管課が監査等の対応を行う際、必要な書類等の提供や現地確認への協力を行います。
⑥緊急事態への対応 （該当がある場合のみ）	自家発電用軽油タンクの給油時等における漏洩事故等への準備及び対応を行います。また、訓練を実施した場合は、市が提供する様式等に基づいて記録し、保管します。

イ　その他の団体及び事業者等

適用範囲内で活動する団体及び事業者等を中心に、システム運用の協力及び環境負荷低減等の協力を要請します。（三鷹市職員労働組合及び社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会等）

●協力内容

項目	内容
①環境方針の周知と順守	環境方針カードを全員に配付します。
②省エネ・省資源活動	業務を行う中で環境負荷低減に取り組みます。
③環境関連法令等の順守	業務の範囲内における環境関連法令を順守します。

(4)　推進体制

みたか E-Smart の推進体制は以下のとおりです。

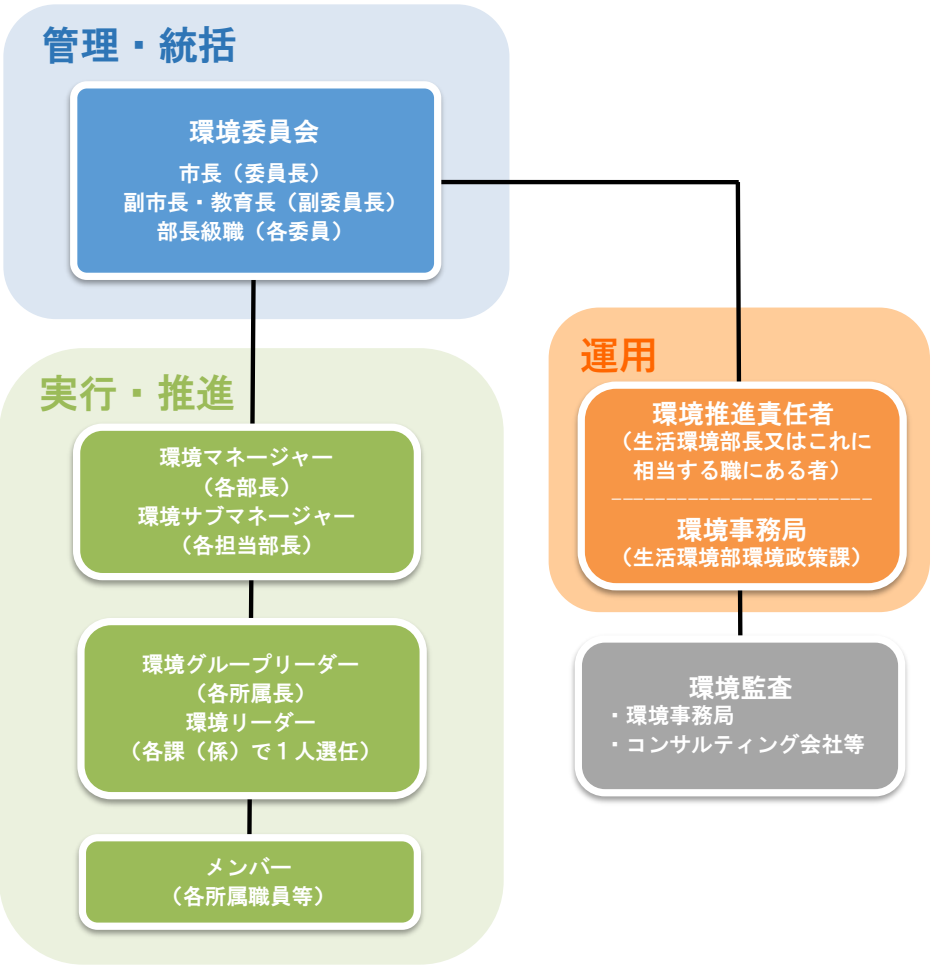

【管理・統括】
- 定期的な取組状況の評価
- 改善、見直し等の指示　など

●管理項目
- 三鷹市環境基本計画
- 三鷹市地球温暖化対策実行計画
- 省エネ法
- 各環境マネジメントシステム

【実行・推進】
- 目標、計画等の設定
- 環境活動等の実行・推進
- 実施結果の評価・報告
- 改善事項等の提案　など

【運用】
- 実施状況のとりまとめ
- 指示事項の周知
- 環境委員会の運営・庶務など

⑸　役割

No.	名称	役割
1	市長	みたか E-Smart の総責任者であり、「三鷹市環境方針」及び「市が優先的に取り組む環境課題」を決定します。また、三鷹市環境方針等に基づく取り組みの確実な実行のために、実施状況等の確認、必要な事項の決定及び指示を行うほか、みたか E-Smart の運用等の見直し・改善の指示を行います。
2	副市長・教育長	市長を補佐し、市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、その職務を代理します。
3	環境推進責任者	生活環境部長又はこれに相当する職にある者ものとし、みたか E-Smart の確実な推進に関して責任を負います。また、事務局の責任者として必要な指示を行うほか、環境委員会において各取り組みの実績等を報告します。
4	環境 マネージャー	各部長（担当部長を除く。）及び会計管理者並びに各事務局長とします。各部におけるみたか E-Smart の運用責任を負います。
5	環境 サブマネージャー	各部担当部長とし、環境マネージャーを補佐し、各部の運用状況等の取りまとめを行います。
6	環境 グループリーダー	課長（担当課長を含む。）と、課を置かない事務局の事務局長は環境マネージャーと環境グループリーダーを兼任します。議会事務局は事務局次長とします。環境リーダーとともに、各課における運用状況等の取りまとめを行います。
7	環境リーダー	各課（係）の中心として、メンバーによる環境負荷低減・貢献活動の取り組みを促すほか、帳票類の作成等、必要な業務を行います。原則として各課の係ごとに、環境グループリーダーが指名する職員一人とします。
8	メンバー	上記４～７を除く職員、再任用職員及び会計年度任用職員をいいます。環境グループリーダー及び環境リーダーの指示や、自らの自覚によって環境活動を実行します。
9	環境委員会	委員長は市長、副委員長は副市長及び教育長、委員は部長職とします。みたか E-Smart の運用状況や、三鷹市環境基本計画の進捗状況及び温室効果ガス排出量等削減の管理・報告を行うなど、市における環境施策全般について審議し、管理・決定の役割を担います。また、市長が見直し・改善の指示を行います。
10	環境監査チーム	システム運用状況等を監査する組織であり、事務局及びコンサルティング会社等が務めます。
11	環境事務局・ 環境監査事務局 〔事務局〕※	システムを確立、実施、維持及び管理するため、生活環境部環境政策課に置きます。環境政策課長を事務局長とし、必要な事務を行います。また、環境委員会の運営・庶務を行うほか、環境監査における環境監査事務局を兼ねます。

※〔　〕内は、マニュアルで使用する用語の略称を表します。

２－２　三鷹市環境方針

三鷹市環境方針は、市長が定める市役所全体で取り組む環境負荷低減、環境保全に関する声明を文書化したものです。みたか E-Smart は、本方針に基づいて取り組みを推進します。

三鷹市環境方針は、世界、日本及び三鷹市を取り巻く情勢の変化等により、必要に応じて改定を行います。改定にあたっては、環境推進責任者が、本方針の原案を作成して市長に提案し、市長が決定します。

また、事務局は、三鷹市環境方針をカード化し、全職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）及び協力組織に配付し、常に確認ができるように携帯します。

三鷹市環境方針

1　基本理念

三鷹市は、地球温暖化をはじめとする気候変動による影響が人類共通の課題であることを認識し、市民及び事業者等との協働により「高環境・高福祉のまちづくり」を進め、三鷹市の目指す環境像「循環・共生・協働のまちみたか」の実現を目指します。

また、「持続可能な開発目標＝ＳＤＧｓ」の理念を認識し、世界共通の目標達成に向けて、地球的な視野で環境に配慮した活動を進め、環境・経済・社会の統合的向上のもと、人と自然が共生する持続可能なまちづくりを推進します。

2　基本方針

⑴ 全職員が、事務事業の中で環境への貢献及び環境負荷低減に努め、継続的改善により、環境面の成果の向上を目指します。
⑵ 気候変動による影響に対して、緩和策及び適応策の両輪による取り組みを進めます。
⑶ 環境に関連する法令等を順守し、市民の生活環境と健康を守ります。
⑷ 省エネルギー・省資源行動等により、持続可能な資源の利用を推進します。
⑸ 公共施設の環境対策に取り組みます。
⑹ 都市空間における自然環境の保全に努めます。
⑺ 三鷹市環境方針や取り組みの成果等を、市民に広く公表します。

令和元年（2019 年）12 月 16 日

三鷹市長

２－３　市が優先的に取り組む環境課題

みたか E-Smart の運用にあたっては、市として優先的に取り組む環境課題を決定し、各職員が共通課題として認識し、課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

「市が優先的に取り組む環境課題」は、地球規模の課題及び社会情勢等を鑑みて、毎年度、市長が決定します。

２－４　みたか E-Smart の仕組み

各職員は、市長が決定した「市が優先的に取り組む環境課題」の解決に向けて、環境負荷低減・環境貢献に資する取り組みを実施します。取り組みは、みたか E-Smart において各ステップ（計画（Plan）-実行（Do）-点検（Check）-見直し（Act））によって継続的に運用、改善を図りながら、自らの事務事業の成果と環境への貢献の同時実現を推進し、将来的な SDGs の世界共通目標への貢献を目指していきます。

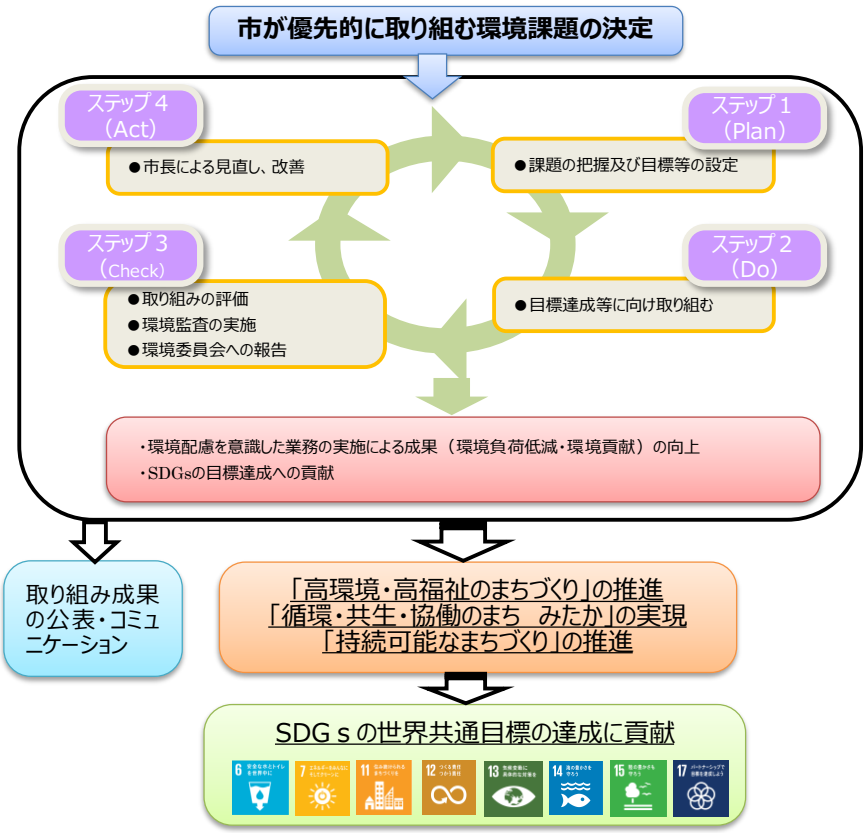

２－５　環境リーダーの選任

各取り組みの実施にあたり、環境グループリーダーは、年度当初に各係単位で「環境リーダー」を選任します。環境リーダーは、以下に記載する役割を担いますが、環境グループリーダーは、環境リーダーが円滑に取り組めるようにサポートを行います。

◇選任要件◇

職位に関係なく、各課の係ごとに１名、選任します。

なお、年度途中の人事異動等により交代が生じた場合は事務局へ報告を行います。

◇役割◇

- リーダーシップを発揮して、メンバーによる環境負荷低減等の取り組みを促します。
- 「環境貢献の取り組み」について、サステナブル貢献シートに基づき目標等を設定します。
- 事務局が設定する教育機会を活用し、環境保全等に係る知識を身に付けます。
- 各所属職員へ環境面でのアドバイスを行います。
- システム運用に係る帳票類の作成、取りまとめを行います。
- 事務局との連絡窓口を担います。

２－６　各課における取り組み

（1） 取り組みの概要

みたか E-Smart では、各課において次の取り組みを行います。

①環境貢献の取り組み

目的・行動
各課は、市長が決定した「市が優先的に取り組む環境課題」の解決に向けて、環境貢献の取り組み目標を設定し、実行します。目標は、SDGs の 17 のゴールを当てはめ、取り組みによる波及効果・副次的な成果の把握を行い、将来的な SDGs の目標達成への貢献を目指します。

計画

月	前年度		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	次年度	
	2	3													4	5

内容
- ●目標等の設定
- ●目標達成に向け取り組む →
- ●評価・報告（上半期）
- 評価・報告（下半期）●

使用する様式など

- ・環境貢献の目標設定手引き
- ・サステナブル貢献シート

②エネルギー使用量等の削減の取り組み

目的・行動
市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標の達成に向け、各課・職員は、コピー用紙、ガソリン、軽油、電気、都市ガス、水道の使用量及びごみの排出量の削減を行います。（「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律（三鷹市地球温暖化対策実行計画（第４期計画））」に基づく削減の取り組みと削減目標の達成状況の把握を含みます。）

計画

月	前年度		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	次年度	
	2	3													4	5

内容
- ●省エネ・省資源に取り組む →
- ●評価・報告（上半期）
- 評価・報告（下半期）●

使用する様式など

- ・省エネルギー・省資源推進ガイドライン
- ・Smart エコチェック表
- ・エネルギー使用量等の調査シート

③　環境関連法令等の順守

目的・行動

各課は、事務事業の中で環境関連法令等を順守します。

計画

月	前年度 2	前年度 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	次年度 4	次年度 5
内容	●「環境法令チェックリスト」作成・周知（事務局） ●適用する法規制等の特定 ●法規制等の順守 ――――――――――→ 評価・報告●															

使用する様式など

・環境法令チェックリスト
・環境法令（公共工事）チェックリスト

④　委託業者等への環境配慮の協力要請

目的・行動

各課は、物品供給、委託及び賃貸借の契約業者に対して、下記の記述を仕様書又は特記仕様書に記載して環境配慮への協力を求めます。

●工事の場合
・公共工事に係る環境配慮について
　三鷹市は三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」に基づき、市が行う公共工事における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行している。
　この取組みは、受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、三鷹市環境方針の趣旨を理解し、法令を順守し、ライフサイクルの視点を持って環境配慮及び環境保全に十分に配慮すること。

●物品、委託、賃貸借（リース）の場合
・三鷹市環境方針に基づく環境配慮について
　三鷹市は三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」に基づき、市が行う事業における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行している。
　この取組みは、〇〇〇※の協力が不可欠であり、業務の遂行に当たっては、三鷹市環境方針の趣旨を理解し、関係法令を順守し、ライフサイクルの視点を持って環境配慮及び環境保全に十分に配慮すること。

※物品供給契約は受注者、委託契約は受託者、賃貸借契約は賃貸人と表記してください。

補足が必要な場合は、文章中に以下の URL を挿入してください。
三鷹市環境方針：https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/084/084382.html
三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」：
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/083/083560.html

計画

月	前年度 2	前年度 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	次年度 4	次年度 5
内容	●協力要請 ――――――――――→															

使用する様式など

・仕様書等

⑤　環境教育の実施

目的・行動

事務局が設定した教育機会（講演会、視察及びワークショップ等）を環境リーダー及び希望する職員が受講し、環境に係る知識や、日常業務において環境への影響を意識・配慮した行動に取り組む手法等を学びます。受講した職員は、業務と環境との関わりを学び、日常の取り組みに反映します。

計画

月	前年度 2	前年度 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	次年度 4	次年度 5
内容			●検討（事務局）													
					●開催											
							●業務への反映	→	→	→	→	→	→	→	→	
														受講効果の確認●		

使用する様式など

・アンケート、記録様式等

⑥　緊急事態への対応

目的・行動

該当課は、重油等の漏えいなど、環境に重大な影響を与える可能性がある「緊急事態」について、訓練（テスト）及び事故発生時における適切な対応を行います。

該当部署	施設・設備等	緊急事態
総務部契約管理課	A重油地下タンク（市民センター）	給油時等における漏洩事故
スポーツと文化部芸術文化課（スポーツと文化財団）	屋内軽油タンク等（元気創造プラザ）	給油時等における漏洩事故

計画

月	前年度 2	前年度 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	次年度 4	次年度 5
内容			●緊急事態テスト（年に１回実施）	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
			●応急措置（緊急事態発生時）	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

使用する様式など

・緊急事態対応手順書
・緊急事態テスト記録表
・緊急事態対応記録表

２－７　環境監査の実施

各課の取り組み成果の確認や、各課が優良な取り組みをアピールすることを目的に、環境監査を実施します。

（1）環境監査の対象

システムの適用範囲

⑵ 頻度

各部署は、原則として３年に１回、１月～２月に環境監査を受けます。

⑶ 環境監査チーム

事務局及びコンサルティング会社等（EMS 審査員に係る資格を有する者等）によるチーム

⑷ 環境監査の内容

環境監査チームが各課の職場を訪問し、主に環境リーダーを対象としたヒアリングや、各課が作成した帳票類の確認をとおして、各課における取り組み状況の確認を行います。

環境監査の結果については、被監査課へフィードバックし職場の環境活動へ展開します。

また、監査で発見された優良な取り組みについては、職員向け環境啓発誌「こんぱす」やホームページ等に掲載し、庁内外に向けて周知を行います。

２－８　環境委員会

環境委員会は、市における環境施策の全般事項として、三鷹市環境基本計画の進行管理のほか、エネルギー使用量等の把握による温室効果ガス排出量等削減※の管理、報告及び審議を行い、庁内における環境負荷低減と環境貢献活動の効率的な進行管理を図ります。

みたか E-Smart に関しては、環境推進責任者が各課の取り組み結果等について報告を行い、実績の点検、評価及び審議を行います。（原則上半期（６月）・下半期（11 月）の年２回開催とします。）

※「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律（三鷹市地球温暖化対策実行計画（第４期計画））」に基づく削減の取り組みと削減目標の達成状況報告等を含みます。

２－９　市長による見直し・改善の指示

環境委員会における実績報告及び審議後、委員長である市長から、みたか E-Smart の運用面及び各取り組み内容等について、見直し・改善等の指示を受けます。市長から改善等の指示・要望が通知された場合、事務局は速やかに全庁に周知するとともに、改善を図ります。

２－10　取り組み成果の公表・コミュニケーション

事務局は、各課における取り組み実績、環境監査の結果、環境委員会における審議結果等を報告書としてまとめ、庁内及び対外向けにホームページ等を活用して公表します。

また、事務局は、職員間の情報の共有化による更なる成果の向上を目指すために、職員向け環境啓発誌「こんぱす」の発行や、「環境つぶやき掲示板」の活用をとおして、職員が環境に関する情報を気軽に共有し合える機会をつくることや、優良な取り組みを実施した部署及び職員を顕彰する仕組みづくりを図ります。

三鷹市環境マネジメントシステム

「みたか E-Smart」

マニュアル

（第１版）　発行　令和２年５月
（第４版）　発行　令和５年３月

発　　行　三鷹市生活環境部環境政策課
電　　話　0422－29－9612（直通）